



議案第八十五号

三朝町特別医療費助成条例の制定について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十八年九月二十五日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年九月廿九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町特別医療費助成条例

(目的)

第一条 この条例は、老人その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費について助成することにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もつてその福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護を受けている者及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の二の規定による老人医療費の支給を受ける者を除く。以下同じ。）であつて、町内に住所を有するものをいう。

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

- 二 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）
- 三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
- 四 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- 六 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）
- 七 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）
- 八 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

3 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者（これらの者であつた者を含む。以下同じ）又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費を負担する患者若しくはその配偶者若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）をいう。

（助 成）

第三条 町は、医療費受給者が次の各号に掲げる療養又は医療を受けたときは、当該療養

又は医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に規定する附加給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除した額。以下「医療費」という。）の全部を助成するものとする。

一 社会保険各法の規定による療養の給付若しくは療養費の支給又は家族療養費の支給の対象となる療養

二 社会保険各法以外の法令の規定による療養又は医療

第四条 医療費の助成は、療養又は医療を受けた病院若しくは診療所又は薬局（以下「医療機関等」という。）に支払うことによつて行なう。

2 鳥取県外の医療機関等において療養又は医療を受けた場合、その他の場合において、被保険者等が医療費を支払ったときにおける当該支払った医療費の助成は、前項の規定にかかわらず、被保険者等に支払うことによつて行なう。

（受給資格証の交付等）

第五条 町長は、医療費受給者に対し、その者の申請に基づき、特別医療費受給資格証（

以下「受給資格証」という。）を交付するものとする。

2 前項の申請をしようとする者は、特別医療費受給資格証交付申請書に社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類その他規則で定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（受給資格証の提示等）

第六条 医療費受給者は、療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

2 療養又は医療を受ける医療費受給者は、町長があらかじめ交付した特別医療費請求書を、毎月、医療機関等に提出しなければならない。

（医療費の請求）

第七条 第四条第二項の規定により医療費の助成を受ける者は、特別医療費申請書に支払った医療費の領収証その他規則で定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（届出の義務）

第八条 受給資格証の交付を受けた者は、氏名、住所その他規則で定める事項について変更があつたときは、すみやかにその旨を町長に届け出なければならぬ。

(損害賠償との調整)

第九条 町長は、医療費受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(医療費の返還)

第十条 町長は、偽りその他不正の行為によつて、医療費の助成を受けた者があるときは、その者からすでに助成した医療費の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十八年十月一日から施行する。

(三朝町老人医療費助成条例の廃止)

2 三朝町老人医療費助成条例(昭和四十六年三朝町条例第二十五号)は、廃止する。

(三朝町乳児等医療費助成条例の廃止)

3 三朝町乳児等医療費助成条例(昭和四十八年三朝町条例第十八号)は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例施行前において、三朝町老人医療費助成条例及び三朝町乳児等医療費助成条例の規定に基づき、助成の対象になつたものについては、なお従前の例による。

別表

- 一 七十五歳以上の者
- 二 一歳未満の者
- 三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害程度が一級又は二級である者として記載されている者で、六十五歳以上の者である場合にあつてはその者の、六十五歳未満の者である場合にあつてはその者及びその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年又は前前年の所得が規則で定める額以下のもの
- 四 児童相談所又は精神薄弱者更生相談所の判定により重度の精神薄弱者とされた者で、その者及びその者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年又は前前年の所得が規則で定める額以下のもの

五 治療が特に困難な疾病又は経過が慢性にわたり患者等の負担が大きい疾病で規則で定めるものにかかつている者で規則で定めるもの